



## 1 目的・経緯

(1) アジア・アフリカの行政官等に実務者向けの国際法研修を提供し、国際法の知識を高め、交流を促進することにより「法の支配」に導かれた平和の実現に貢献する。また、日本の弁護士や若手国際法研究者にも参加の門戸を開くことで日本における国際法分野の人材育成を図る。

(2) 昨2023年にセミナー立上げ。今年で2回目。

## 2 研修概要（※一部は外務省YouTubeチャンネルで閲覧可能にする予定）

(1) 8月26日（月）～30日（金）、国連大学において、著名な外国人国際法専門家、日本人国際法学者等により、国際法実務で特に重要な各分野や国際裁判実務等について講義を実施（一部を除き原則非公開。英語。通訳なし）。

(2) 研修冒頭、上川大臣のビデオメッセージを放映し、初日夜に高村政務官主催歓迎レセプションを開催。28日（水）、国際法模擬裁判「アジア・カップ」決勝戦を実施。

### （参考）講義内容（一部抜粋）

- ド・ブユー国際司法裁判所（ICJ）前所長（英米法と大陸法の伝統が国際裁判及び仲裁に及ぼす影響）
- 赤根国際刑事裁判所（ICC）所長（国際刑事法・ICC）
- ライクラー11KBW弁護士（国際訟務）
- アカンテ・オックスフォード大学教授（国際法と武力行使）
- パネルディスカッション「国際社会における法の支配—グローバルサウスからの視点」
- その他、ビジネスと人権、ISDS、免除、国家責任等

### （参考）実施体制

- (1) 主催：外務省
- (2) 共催：日弁連、国際法学会、法務省
- (3) 後援：国連大学、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）
- (4) 協賛：以下の15の法律事務所  
TMI総合法律事務所  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業  
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業  
長島・大野・常松法律事務所  
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）  
シティワーク法律事務所  
弁護士法人 北浜法律事務所  
古賀総合法律事務所  
森・濱田松本法律事務所  
弁護士法人大江橋法律事務所  
真和総合法律事務所  
カクイ法律事務所  
弁護士法人御堂筋法律事務所  
白鳥法律事務所

## 3 参加者

- (1) **計約90名**（アジア・アフリカ諸国の行政官等**32名**：ボツワナ、ブルネイ、カンボジア、ジブチ、エジプト、ガーナ、イラク、ヨルダン、クウェート、キルギス、ラオス、マダガスカル、モーリシャス、モンゴル、モロッコ、パキスタン、カタール、サウジアラビア、ソロモン諸島、南アフリカ、スリランカ、タイ、東ティモール、トルクメニスタン、タンザニア、ベトナム、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）【国籍：インド】、アフリカ連合委員会（AUC）【国籍：チュニジア】（含：日本の大学院で修士・博士課程に在学中のJICA長期研修員5名））に加え、日本の協賛法律事務所所属弁護士・若手国際法研究者等
- (2) 一定の講義数出席した**50名に外務大臣名の修了証書を授与**。

## 4 昨年からの変化

- (1) 外国人参加者の参加国・参加人数の拡大（昨年はアジア・アフリカ諸国の行政官等**12名**）。法律顧問（AUC）から事務官まで参加者のレベルは多様化。
- (2) 一部外国人参加者は渡航費・宿泊費等を自国負担。（参加費は引き続き無料。）
- (3) 今年から日本の協賛法律事務所所属弁護士・若手国際法研究者はオンラインでの参加を可能に。



## 【参考1】第2回東京国際法セミナーにおける上川外務大臣ビデオ・メッセージ（仮訳）

- 2024年東京国際法セミナーによろこ。
- はじめに、日本弁護士連合会、日本国際法学会、法務省、国連大学、アジア・アフリカ法律顧問委員会（AALCO）そして協賛して下さった法律事務所に対し、心から感謝の意を表します。皆様の貴重な御支援なくしては、このセミナーの開催は実現しませんでした。
- 今日、世界が分断と対立を深める中、我が国は、「自由で開かれた国際秩序」を推進し続けてきました。国際的なレベルにおける法の支配は、依然として脆弱と言わざるを得ませんが、今、我々が白旗を振るわけにはいきません。
- 本年1月、私は、国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所（ICC）、国際海洋法裁判所（ITLOS）という「法の支配」の守護者である3機関を訪問し、彼らの役割に対する日本の変わらぬ支持を示しました。
- ハーグにおいて強調したとおり、「法の支配」を広げていくためには、これに従事する人材が不可欠であり、我が国は、国際法務人材の育成の取組を更に充実させてきました。
- 政府職員と政府の外で活躍する国際法分野の専門家は、「法の支配」の推進に向けて果たすべき重要な役割を担っています。
- 我が国は、様々な国の政府職員や専門家と共に学び、関係構築を図っていくべく、努力を続けて参りました。
- この点、東京国際法セミナーは、まさに国・地域を越えて「法の支配」を共に創り上げていくプラットフォームです。
- 国際法の主要分野のトップクラスの専門家と議論を行い、アジア・アフリカの国際法の実務家が共に学び合う場を提供する場となっています。
- 私は、東京国際法セミナーを通じて、こうした「共創」の姿勢に基づき、国際法の実務家同士で、国際法に関する共通の知識を深め、友好な関係を育むことが、「法の支配」に導かれた平和の実現に寄与することを心から願っています。
- ありがとうございました。

## 【参考2】国際法模擬裁判「2024年アジア・カップ」

- 8月27日（火）及び28日（水）、都内において、国際法学会及び外務省共催の下、国際法模擬裁判「2024年アジア・カップ」を開催。
- 日本を含むアジア等15か国（バングラデシュ、カンボジア、中国（香港）、インド、インドネシア、日本（京都大学、早稲田大学）、マレーシア、モンゴル、ネパール、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ウズベキスタン、ベトナム）から学生の代表チームが参加し、2日間にわたり英語による模擬裁判を実施。
- 28日（水）、準決勝戦（カンボジア対フィリピン、シンガポール対マレーシア）及び決勝戦（シンガポール対フィリピン）を実施。決勝戦終了後、表彰式及びレセプションを開催し、優勝チーム（シンガポール：シンガポール国立大学）に対し外務大臣賞を授与。

### 【参考1】国際法模擬裁判「アジア・カップ」

アジア等諸国の学生を対象として1999年から毎年日本で開催されている国際法模擬裁判の大会。架空の国家間の係争を題材に参加チームがそれぞれ国際司法裁判所（ICJ）における原告・被告に扮して弁論を行い弁論の優劣を競う。

### 【参考2】国際法模擬裁判「2024年アジア・カップ」出場チーム（以下、国名アルファベット順）

- バングラデシュ（London College of Legal Studies (South)）
- カンボジア（Royal University of Law and Economics）【準決勝戦進出】
- 中国（香港）（City University of Hong Kong）
- インド（Chaudhary Charan Singh University, Meerut）
- インドネシア（Udayana University）
- 日本①（Kyoto University, Japan）
- 日本②（Waseda University, Japan）
- マレーシア（Universiti Malaya）【準決勝戦進出】
- モンゴル（National University of Mongolia）
- ネパール（Tribhuvan University）
- フィリピン（University of the Philippines）【準優勝】
- 韓国（Handong Global University）
- シンガポール（National University of Singapore）【優勝】
- タイ（Thammasat University）
- ウズベキスタン（Tashkent State University of Law）
- ベトナム（Diplomatic Academy of Viet Nam）

※日本からの参加者のうち、早稲田大学の学生が最優秀被告弁論者賞を受賞。